

第4回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成29年10月6日 午後3時～午後4時30分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員 (15人)

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
委員	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員 (1人) 3番 川端 浩二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 (追加) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

報告第4号 農地利用状況調査について

6、その他

- ・玉村町民体育祭について
- ・群馬県農地集積加速化推進大会について
- ・産業祭について
- ・下之宮の圃場整備と玉ねぎの定植について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久
事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第4回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は15名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番 筑井委員・9番 金田委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号42900128について議案書と詳細を朗読、説明】

農地法第3条第2項の各号に該当していないことを説明。

議長 番号1、42900128の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900128については、譲受人に問題がないことから許可と判断しました。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900128について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42900128について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号42900128は原案のとおり許可と決定いたします。続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号2 受付番号42900132について議案書と詳細を朗読、説明】
農地法施行令第2条第1号の「権利移動の不許可の例外」に該当すること等を説明。

議長 番号2、42900132の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900132については、被設定人に問題がないことから許可と判断しました。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。42900132について、発言のある方は挙

手をお願いします。

委員 被設定人については、別の農地をすでに借りていて、木や草の管理が不十分であり、周りの農家が迷惑していると話しております。また、今回の件につきましても許可前から整備を始めておりますので、指導をお願いしたい。

事務局 被設定人は、すでに農産物を出荷しているとの話でしたので確認したところ、2カ所を草刈りの依頼されており、草刈りだけではもったいないので果樹を栽培しつつ管理しているとのことであります。また、当該地に法人名で農事部という看板が立てられておりますが、農地として栽培目的で借りているなら農業委員会の許可を得なければいけない。という話はしてあります。

議長 草刈りの依頼で管理しているなら、農産物の栽培はいけないし、許可を得なければいけないことでありますので、事務局より指導するようお願いいたします。本申請地につきまして、その他意見はありますか。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900132 について原案のとおり許可と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42900132 は原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号 429000129 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号1、42900129の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900129については、現地を確認し、転用による周りの農地への影響はないと判断できますので許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。

議 長 　それでは、質疑に入りたいと思います。42900129 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900129 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ということで、受付番号 42900129 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

　続いて、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 　【議案第 3 号 番号 1 受付番号 42900130 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 　議案第 3 号番号 1、42900130 の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 　42900130 につきましては、特に問題はありませんので許可相当と判断しました。

議 長 　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42900130 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900130 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ということで、受付番号 42900130 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

　続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 　【議案第 3 号 番号 2 受付番号 42900131 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 議案第3号番号1、42900131の審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900131につきましても、特に問題はないということで許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900131について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42900131について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号42900131は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、4条5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について、朗読、説明】

議 長 それでは、議案第4号について、質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

なければ、私より1つ。次回でよいのですが、町の集積率の推移について報告願いたい。

事務局 次回報告いたします。

議 長 その他、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいでしょうか、それでは、採決いたします。農用地利用集積計画(案)について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 議案第4号について、農業委員会としては、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定します。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議 長 報告事項について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議 長 発言は無いようですので、次に報告第4号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【報告第4号農地利用状況調査について進展のあったものを報告、説明】

議 長 平成29年度の現時点での通知につきましては、資料の通りの発出状況となっております。発言のある方は挙手をお願いします。

推進委員 現状借り手がいないとのことですが、借り手が見つからない場合はそのままの状態にしておくということでしょうか。農業委員会として、何も出来ないということは問題だと思うので、何か対処出来ないか考えていかないといけないのではないか。

委 員 研修でアンケートを行うようにとの話がありましたが、玉村でも行ったほうが良いのではないか。

議 長 耕作放棄地については、鳥獣の住処になっているのではないか。

委員 たぬき、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、鹿等が河川敷を中心に多発しているとの情報があります。

議長 耕作放棄地や鳥獣害につきまして、様々な意見があるかと思いますが、近隣市町村の状況や対策等も聞いてもらい、参考にしながら再度農業委員会で検討していきましょう。

事務局 耕作放棄地や鳥獣害について、何か有効な施策がないか近隣市町村の対応等を聞いて報告いたします。

議長 報告第4号、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・玉村町民体育祭について

・群馬県農地集積加速化推進大会について

・産業祭について

・下之宮の圃場整備と玉ねぎの定植について

・農業委員会との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について

・活動記録簿について

・その他について、朗読、説明】

議長 玉ねぎの定植についてであります。日程はいかがいたしましょうか。
苗の発育状況は例年通りでありますので、例年同様の日程で、マルチ貼と定植が11月21日（火）午前9時に下之宮圃場に集合。5役と女性委員は8時に峯岸委員の畑集合で苗取をお願いいたします。

堆肥入れは、川端委員に依頼いたしますが、11月10日頃お願いしたいと思っております。

議長 その他、委員より何かありますか。

委員 田んぼに隣接して畑がありますが、石垣で一段高くなっておりまして、周りに素掘りで水路が掘ってありますが、浅いので周りに流れ出てしまう。また、モグ

ラの被害が多いので直接話しておりますが改善されないのですが、何とかならないでしょうか。

事務局 検討いたします。

委員 中間管理機構と利用権の2種類の貸借方法がありますが、現在国は中間管理での貸借を勧めており、最適化推進委員も中間管理機構と連携していくことになっております。農業委員会としては、中間管理機構を利用するよう勧めていかなければならないのか。

議長 上陽は中間管理を利用しておりますが、その他は中間管理への移行が進んでいない状況であります。町の農業公社との信頼関係が出来上がり、なかなか移行が難しい状況であることは確かです。しかし、国は中間管理を押し進めようとしており、中間管理を利用していないと補助金等に制約を設けるような話もあります。玉村町の集積率は県内では上位でありますので、中間管理ではなくとも補助金に制約がかからないよう県にも働きかけていきたいと思っております。

議長 その他、委員より何かありますか。なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人